

# 岡崎市スポーツ協会補助金交付要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、岡崎市のスポーツ団体を統括し、スポーツ活動を実施する公益財団法人岡崎市スポーツ協会（以下「協会」という。）に対し、予算の定める範囲内において岡崎市スポーツ協会補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、市民スポーツの充実と協会の発展に寄与することを目的とする。

## (規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）の規定によるほか、この要綱に定めるところによる。

## (申請者の資格)

第3条 補助金の交付を申請することができる者は、協会の理事長とする。

## (補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象は、公益財団法人岡崎市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第4条第1項の事業運営に係る経費のうち、次に掲げるものとする。

### (1) 次のアからエまでに掲げる人件費等

ア 協会が雇用する正規職員の年間給与実支給額及び退職給付引当資産取得経費並びに社会保険等事業主負担金

イ 協会が雇用する再任用職員の年間給与実支給額並びに社会保険等事業主負担金

ウ 協会が雇用する嘱託職員の年間給与実支給額並びに社会保険等事業主負担金

エ 定款第27条に規定する役員のうち、常勤役員の報酬並びに社会保険等事業主負担金

### (2) 協会に加盟するスポーツ団体の育成事業

### (3) 協会の運営にかかる経費のうち補助対象経費として認めたもの

2 補助対象事業の実施期間は、4月1日から3月31日までとする。

## (補助金の額)

第5条 補助金の額は、市費補助金算定表の区分、補助対象経費及び補助率に基づき算定した額とし、これらの経費について、補助金以外の収入を生じた場合は、その収入を控除した額とする。ただし、その額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

## (交付申請)

第6条 協会は、規則第5条に規定する市費補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて、4月1日までに提出しなければならない。

### (1) 事業計画書

### (2) 収支予算書

### (3) その他市長が必要と認める書類

## (補助金の決定通知と交付)

第7条 市長は前条の規定による補助金の申請があったときは、その内容を審査し、交付すべきと認めた場合は、交付決定通知書にて通知するものとする。

2 市長は前項の規定により交付決定した額について、協会からの請求により、概算払

により年4回に分けて交付する。ただし市長が必要と認めるときは、随時に交付することができる。

(実績報告)

第8条 協会は、規則第10条に規定する市費補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて、事業完了の日までに提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第11条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、市費補助金等交付確定通知書にて通知するものとする。

2 協会は、第7条第2項の規定に基づき概算払による交付を受けた場合は、前項に基づく補助金額の確定後、速やかに精算しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

## 市費補助金算定表

| 区 分     | 補助対象経費                                                      | 補助率   |
|---------|-------------------------------------------------------------|-------|
| 人 件 費   | 職員等に要する人件費<br>(給料・手当・法定福利費・福利厚生費・賃金<br>・旅費等)                | 10/10 |
| 運 営 費   | 県・団体交付金・事業補助金・法人税・財務会計<br>報酬・通信料・賃借料・手数料・育成助成金・指<br>導者養成助成金 | 10/10 |
| 退職給付引当金 | 退職給付引当金                                                     | 10/10 |